

安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 12 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

(安芸高田市手数料条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市手数料条例(平成 16 年条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表(第 2 条関係)	別表(第 2 条関係)
1. 一般関係 (表は省略)	1. 一般関係 (表は省略)

2. 戸籍関係

(表は省略)

3. 環境衛生関係

(表は省略)

4. 福祉保健関係

(表は省略)

5. 産業建設関係

事務	名称	金額	備考
(略)			
租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の ^{個人} 新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,300円	
(略)			

2. 戸籍関係

(表は省略)

3. 環境衛生関係

(表は省略)

4. 福祉保健関係

(表は省略)

5. 産業建設関係

事務	名称	金額	備考
(略)			
租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の ^{個人} 新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,300円	
農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第7条第1項の規定により定めた安芸高田市農地保有合理化事業規程(平成19年安芸高田市訓令第13-2号)第15条の規定に基づく農用地等の賃貸借等	農地保有合理化事業手数料	1件につき 1,000円	利用権設定(新規又は更新の場合)
		1件につき 500円	利用権設定(継続の場合)
		1件につき 1,500円	作業委託(新規又は更新の場合)
		1件につき 1,000円	作業委託(継続の場合)
(略)			

付表 (略)

付表 (略)

(安芸高田市手数料条例の一部改正)

第2条 安芸高田市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
本則 (略)				本則 (略)			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1. 一般関係 (表は省略)				1. 一般関係 (表は省略)			
2. 戸籍関係 (表は省略)				2. 戸籍関係 (表は省略)			
3. 環境衛生関係 (表は省略)				3. 環境衛生関係 (表は省略)			
4. 福祉保健関係 (表は省略)				4. 福祉保健関係 (表は省略)			
5. 産業建設関係				5. 産業建設関係			
事務	名称	金額	備考	事務	名称	金額	備考
(略)				(略)			
県条例第2条の表の第17号の2(2)の規定に基づく採取計画の変更の認可	砂利採取計画の変更認可申請手数料	1件につき 17,000円		県条例第2条の表の第17号の2(2)の規定に基づく採取計画の変更の認可	砂利採取計画の変更認可申請手数料	1件につき 17,000円	

(砂利採取法第 20 条第 1 項)				(砂利採取法第 20 条第 1 項)			
県条例第 2 条の表 の第 16 号の 2 の 2 (6)の規定に基づく 宅地造成に関する 工事の許可の申請 に対する審査(宅地 造成及び特定盛土 等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 12 条第 1 項)	宅地造成工 事の許可申 請手数料	1 件当たりの切土又 は盛土をする土地の 面積に応じ、次に掲 げる額 ア 500 平方メー ル以内のとき 14, 000 円 イ 500 平方メー ル超 1,000 平方メ ートル以内のとき 26,000 円 ウ 1,000 平方メー トル超 2,000 平方 メートル以内のと き 38,000 円 エ 2,000 平方メー トル超 5,000 平方 メートル以内のと き 58,000 円 オ 5,000 平方メー トル超 10,000 平方 メートル未満のと き 82,000 円					
県条例第 2 条の表 の第 16 号の 2 の 2 (11)の規定に基づ く宅地造成に関す る工事の計画の変 更の許可の申請に 対する審査(宅地造 成及び特定盛土等 規制法第 16 条第 1 項)	宅地造成工 事の変更許 可申請手数 料	宅地造成工事の許可 申請手数料の金額の 欄に掲げる切土又は 盛土をする土地の面 積(変更に係る部分の 切土又は盛土の土地 の面積をいう。)の区 分に応じ、その各々 の額と同一の額	変更に係る部分に 切土又は盛土の土 地があるものに限 る。				

<p>県条例第 2 条の表 の第 16 号の 2 の 2 (35)の規定に基づ く特定盛土等又は 土石の堆積に関す る工事の許可の申 請に対する審査(宅 地造成及び特定盛 土等規制法第 30 条 第 1 項)</p>	<p>特定盛土等 工事又は土 石の堆積の 許可申請手 数料</p>	<p>1 件当たりの切土又 は盛土をする土地の 面積に応じ、次に掲 げる額 ア 500 平方メート ル以内のとき 14, 000 円 イ 500 平方メート ル超 1,000 平方メ ートル以内のとき 26,000 円 ウ 1,000 平方メー トル超 2,000 平方 メートル以内のと き 38,000 円 エ 2,000 平方メー トル超 5,000 平方 メートル以内のと き 58,000 円 オ 5,000 平方メー トル超 10,000 平方 メートル未満のと き 82,000 円</p>						
<p>県条例第 2 条の表 の第 16 号の 2 の 2 (40)の規定に基づ く特定盛土等又は 土石の堆積に関す る工事の計画の変 更の許可の申請に 対する審査(宅地造 成及び特定盛土等 規制法第 35 条第 1 項)</p>	<p>特定盛土等 工事又は土 石の堆積の 変更許可申 請手数料</p>	<p>特定盛土等工事又は 土石の堆積の許可申 請手数料の金額の欄 に掲げる切土又は盛 土をする土地の面積 (変更に係る部分の切 土又は盛土の土地の 面積をいう。)の区分 に応じ、その各々の 額と同一の額</p>	<p>変更に係る部分に 切土又は盛土の土 地があるものに限 る。</p>					

付表 (略)

付表 (略)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日